

会員／非会員の参加費等サービス価格のガイドライン

(2019年9月17日 理事会制定)

1. 参加費等サービス価格のガイドライン

研究会について (第1種研究会)

- ・会員と非会員の参加費等のサービス価格の差は目安として150%とする。
- ・ただし、各ソサイエティ/グループの責任において、各ソサイエティ/グループ研究分野研究者構成および分野発展のための戦略、研究会の企画趣旨に基づき必要な価格差の増減を行う。

大会について (総合大会・ソサイエティ大会)

- ・会員と非会員の参加費等のサービス価格の差は原則200%以上とする。
- ・ただし、企画内容によって、学会の責任において、戦略的に必要な価格差の増減を行う。

講演会について

- ・無料の講演会の参加費等でも原則会員無料、非会員有料とする。

例) 会員無料、非会員5,000円

2. 例外及び運用について

例) 学生や市民サービスを中心として行う

(対処例) 会員1,000円 非会員2,000円 学生(会員/非会員)無料

例) 他学会との共同主催の場合

(対処例) 本原則を共同主催側に説明、同意が得られなければ例外とする。

例) 国際会議のように全体として高額な参加費の場合、非会員の参加費が極めて高額になることが現実的でない場合がある。

(対処例) 参加費50,000円 会員40,000円

その他、ソサイエティ/グループ/支部長等が必要として認めた場合は例外とする。

3. 継続性の確保

例外ばかりになるのを防ぐために、例外は学会(サービス委員会)へソサイエティ等を通じて報告とする。3年間運用して、%や例外についてサービス委員会で再検討する。